

平成27年6月18日

門真市議会議長

春田 清子 様

総務建設常任委員会

委員長 岡本 宗城

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。
なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第40号 門真市立第五中学校大規模改造工事（第2期）請負契約の締結について
- 2 議案第41号 門真市立沖小学校大規模改造工事（第1期）請負契約の締結について
- 3 議案第42号 公共下水道東田第1管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の締結について
- 4 議案第43号 公共下水道島頭第1管渠^{きよ}築造工事請負契約の締結について
- 5 議案第44号 公共下水道三ツ島第3管渠^{きよ}築造工事請負契約の締結について
- 6 議案第45号 門真市立第三中学校給食棟建替工事請負契約の締結について
- 7 議案第46号 門真市立第四中学校給食棟建替工事請負契約の締結について
- 8 議案第47号 公共下水道島頭四宮管渠^{きよ}築造工事(2)請負契約の締結について
- 9 議案第48号 公共下水道千石東管渠^{きよ}築造工事(8)請負契約の締結について

て

- 10 議案第49号 公共下水道島頭四宮管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
- 11 議案第50号 門真市税条例等の一部改正について
- 12 議案第53号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：平成 27 年 6 月 11 日（木）

○議案第 41 号 門真市立沖小学校大規模改造工事（第 1 期）請負契約の締結について

（議案の内容）

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約金額 3 億 8822 万 2200 円
- 契約の相手方 大阪市東成区神路一丁目12番 2 号
日本土建工業株式会社
代表取締役 池田 勉
- 工 期 議会の議決のあった日から平成 28 年 3 月 31 日まで

（主な質疑と答弁）

問 学校の大規模改造工事を第 1 期、第 2 期に分けて行う理由は。

答 一括して工事を行う場合は、大きな仮設校舎が必要となり、建築費や撤去費用が増加することから、工事のトータルコスト面と、児童の安全面に考慮したものである。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 43 号 公共下水道島頭第 1 管渠^{きよ}築造工事請負契約の締結について

（議案の内容）

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約金額 1 億 6256 万 4840 円
- 契約の相手方 門真市上野口町12番 8 号
株式会社阿部工務店
代表取締役 阿部 豊行
- 工 期 議会の議決のあった日から平成 28 年 3 月 31 日まで

（主な質疑と答弁）

問 本工事の概要は。

答 延長約 157m、管内径 250mm から 1500mm の管渠を埋設するもので、工事の現場は大阪市水道管 2000mm が 2 本、N T T 地下ケーブル、本市水道管、ガス管など多くの地下埋設物がふくそうしており、管内径 1500mm の区間は同埋設物を下越しする必要があることから、埋設する管渠も深く設置する大規模な工事である。

問 本工事の安全対策は。

答 本工事の現場は、門真団地などの住宅や店舗等が多く、車両を初め、歩行者や自転車の通行が非常に多いことから、工事による通行規制の影響をできる限り少なくするため、主要な工種は夜間での施工を予定している。また施工の際には、保安施設や警備員を適切に配置するなど安全対策を徹底し、事故がないよう進めていく。

（討論） なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第48号 公共下水道千石東管渠^{きよ}築造工事(8)請負契約の締結について

(議案の内容)

- 契約の方法 一般競争入札
- 契約金額 1億3277万7360円
- 契約の相手方 門真市上野口町12番9号
株式会社門真建設工業
代表取締役 阿部 耕治
- 工期 議会の議決のあった日から平成28年3月31日まで

(主な質疑と答弁)

問	本案は、最低制限価格で入札した8業者による抽せんであるが、これで競争入札と言えるのか。
答	本市では最低制限価格制度を設け、事前に最低制限価格を公表していることから、入札業者は、最低制限価格をめどに、各社で積算し入札していると考える。
問	最低制限価格での入札が多いが、どこで競争が働いているのか。
答	本市としても懸案事項で、国からの通知も考慮し、本年4月1日から、最低制限価格の事後公表の要綱を作成の上、試験的に公共工事の一部については事後公表を実施し、取り組んでいる。

(その他の質疑項目)・入札業者の積算根拠提出の有無について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第49号 公共下水道島頭四宮管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について

(議案の内容)

平成26年6月19日門真市議会第2回定例会において議決のあった公共下水道島頭四宮管渠築造工事請負契約について、工期「議会の議決のあった日から平成27年6月30日まで」を「議会の議決のあった日から平成27年8月31日まで」に改める。

(主な質疑と答弁)

問	今回で本工事は2回目の工期延長となるが、それぞれの工期延長の理由は。
答	1回目の工期延長は、NTTの架空線の移設工事がおくれたことと、工事区間のマンション建てかえ工事の工程調整に時間を要したことによるものである。 今回の工期延長は、中間立て杭の推進工において激しい湧水があり、その検討と対策に時間がかかり、予定した以上に工事が進まなかったことによるものである。
問	本市の公共工事は、市内業者で主任技術者が1名の業者は、発注者の責めにおいて工事の一時中止や工期延長となった場合でも、ほかの工事を受注することができないとのことだが、受注できるようにするための措置はないのか。
答	門真市建設工事等競争入札発注基準で、一般競争入札案件を受注し施工中の者は、工事の竣工検査に合格し、引き渡し完了するまで、ほかの建設工事の入札に係る案件には参加で

きないこととしているが、技術者の専任・常駐配置を条件とした上で、市内業者または請負者の責めに帰すことのできない事由により、工期が延長になった工事を施工中の者は、この限りでないとしている。

しかし、国のマニュアルでは、請負工事を全面的に一時中止している場合に、発注者と受注者の間で専任を要しない期間を書面により明確にすることで、専任解除期間を設けることができるとなっていることから、専任技術者の常駐配置を行い、専任解除期間内に引き渡しを終えることを条件とした上で、当該請負工事以外の工事の受注も可能と考える。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 50 号 門真市税条例等の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、ふるさと納税の申告特例控除及び軽自動車税の軽減税率の導入、市たばこ税の特例税率の廃止等を行うとともに、固定資産税の課税標準等の特例割合を定める。

(主な質疑と答弁)

問 本年 4 月に開始した、ふるさと納税をした場合の届け出が簡易になるふるさと納税ワンストップ制度の対象者と手続は。

答 対象者は、所得税法に定める確定申告書を提出する義務がない、もしくは確定申告の必要のない給与所得者等で、かつ、ふるさと納税による寄附金税額控除を受ける目的以外に確定申告書または個人住民税申告書の提出が必要でないと思込まれる者である。さらに、同制度は、年間のふるさと納税による寄附先市町村等の数が 5 以下の場合に限り、利用できる。

手続は、対象者が本年 4 月 1 日以後のふるさと納税による寄附申込の際に、寄附先市町村等に必要事項を記載した申告特例申請書を提出し、申請後に住所変更などがあった場合は、変更届出書の提出も必要である。その後は、寄附先市町村等から課税される市町村等へ課税資料として申告特例通知書が送付され、対象者が確定申告や住民税の申告をしなくても、住民税から寄附金税額控除を受けることができ、従来の確定申告をした場合の所得税の控除相当額を含め、翌年度の住民税から控除される。

問 ふるさと納税の寄附先市町村等が複数の場合、また確定申告を行った場合はどうなるのか。

答 ふるさと納税の寄附先市町村等が複数の場合、それぞれの寄附先の市町村等で手続が必要であり、申告特例通知書を送付した市町村等の数が年間で 5 を超えた際には、同制度は利用できず、寄附金控除の適用を受ける場合には、改めて確定申告をする必要がある。

また、確定申告を行った場合も、同制度は利用できず、従来どおり所得税と住民税からそれぞれ控除されることとなる。

問 本市へのふるさと納税による寄附金額の過去 3 年間の推移は。

答 各年 1 月から 12 月までの寄附金額等で、24 年は寄附件数 131 件で総額 806 万 6213 円、うち市外からは寄附件数 107 件で額は 651 万 352 円、25 年は寄附件数 123 件で総額 770 万 4495 円、うち市外からは寄附件数 98 件で額は 628 万 6040 円、26 年は寄附件数 139 件で総額 853 万 1219 円、うち市外からは寄附件数 103 件で額は 424 万 1 円である。

問 ふるさと納税の謝礼品への本市の取り組みは。

【答】本市では、市内外を問わず、1万円以上の寄附があった場合には、門真レンコンを初め、ガラスケグッズや、姉妹都市の香美町特産の紅ズワイガニや但馬牛肉など、本市にゆかりのある2000円から3000円相当の名産品を用意している。今後、さらに協力してもらえる市内事業者を募り、市の知名度向上や市内産業の活性化につながるよう、地域で一体となり取り組んでいく。

【問】今回の改正により特例税率が廃止され、税率引き上げの対象となるたばこの銘柄と、過去5年間の課税本数の推移は。

【答】対象となる旧3級品の紙巻きたばこは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄である。過去5年間の課税本数の推移は、22年度643万720本、23年度973万4360本、24年度1203万5140本、25年度1320万6380本、26年度1382万5600本である。

(その他の質疑項目)・過去3年間の個人市民税の寄附金税額控除の対象者数と控除額の推移について

・ふるさと納税の今後のPRの方法について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第53号 平成27年度門真市一般会計補正予算(第4号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億9857万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ574億8021万9000円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳入：社会資本整備総合交付金 △2201万9000円
地域居住機能再生推進事業補助金 2241万6000円】

【問】国庫補助金を社会資本整備総合交付金から地域居住機能再生推進事業補助金に変更した理由は。

【答】新橋市営住宅2期耐震改修工事及び同工事監理業務委託並びに本町市営住宅2期エレベーター戸開走行保護装置設置工事について、活用を予定していた社会資本整備総合交付金と地域居住機能再生推進事業補助金を比較した結果、より有利な同補助金に変更した。近年、同交付金の国の内示額は、市の要望額より大幅に削減される傾向にあることから、確実に補助金が見込める同補助金への変更は本市にとって最良の選択と考える。

【歳出：平成26年度社会資本整備総合交付金返還金 7333万4000円】

【問】同交付金返還の理由は。

【答】幸福町地区・垣内町地区で、26年度中に建物補償契約の締結を行うため権利者と交渉を進め、27年3月上旬の国費概算請求時点では契約締結の合意に至っていたが、権利者6名、8棟分が、26年度末の契約直前に地権者の都合により、契約締結に至らなかったことから、未契約物件が発生し返還するものである。

【問】未契約物件の具体的な状況と未契約の理由は。

〔答〕 未契約物件の具体の状況は、戸建住宅が1棟、長屋住宅が3棟、共同住宅が4棟で、共同住宅の41戸中23戸が居住中である。未契約の理由は、借家人の移転先が見つからない、借家人との移転交渉を考えると補償額に不安があるなどの理由によるものである。

(その他の質疑項目)・幸福町地区・垣内町地区内の建物補償対象の棟数について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第40号、第42号及び第44号から第47号については、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年6月18日

門真市議会議長

春田 清子 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 2 議案第51号 門真市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 3 議案第52号 門真市小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に係る費用負担に関する条例の一部改正について
- 4 議案第53号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：平成 27 年 6 月 12 日（金）

○議案第 51 号 門真市老人医療費の助成に関する条例の一部改正について

（議案の内容）

難病の患者に対する医療等に関する法律の施行等に伴い、老人医療費助成制度に係る対象疾患の範囲を定める。

（主な質疑と答弁）

問	老人医療費助成制度の概要は。
答	府内の市町村が府から補助金の交付を受けて実施している制度であり、府内に居住する 65 歳以上の者のうち、身体障がい者手帳 1 級または 2 級の交付を受けている者、知的障がいの程度が重度と判定されている者、難病を有する者等に対して、病気やけが等の際に必要なとする医療を容易に受けることができるよう医療費の一部助成を行い、月 2 日限度で 1 医療機関当たり 1 日の自己負担額を 500 円にするものである。
問	条例の改正内容及び同制度の対象人数は。
答	27 年 1 月の難病医療法の施行により、国による難病の医療費助成制度の対象疾患が 56 疾患から 110 疾患に拡大・細分化されたこと、及び特定疾患治療研究事業実施要綱の一部が改正されたことに伴い、府の老人医療費助成制度の対象疾患も従来の 56 疾患から 66 疾患に細分化されたため、条例を改正するものである。 また、同制度の対象人数は、25 年度末時点で 1777 人、26 年度末時点で 1905 人である。

（その他の質疑項目）・同制度改正の周知方法について など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 53 号 平成 27 年度門真市一般会計補正予算（第 4 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 9857 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 574 億 8021 万 9000 円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：生活保護システム委託料追加分 100 万 5000 円】

問	生活保護システム委託料追加の内容は。
答	本年 7 月 1 日からの住宅扶助限度額の改正と 10 月 1 日からの冬季加算の改正に伴う生活保護システム改修費用である。 同システムは 21 年 6 月から稼働しており、システム改修については、委託既存システムの障害発生への懸念や経費面等を考慮し、現委託業者と随意契約を行うこととしている。 また、改修費用の積算は、見積書のほか、作業項目ごとの対応スケジュール表、作業体制図、積算内訳書、作業要員の単価規定を確認しており、適正なものであると考えている。

問 住宅扶助限度額改正の内容及び対象世帯数は。

答 住宅扶助限度額の改正は、厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会にて、近年の家賃物価の動向及び貧困ビジネス対策等の検討がなされ、本年4月14日付の厚生労働省社会援護局長通知にて改正に関する通知があり、7月1日から適用されることとなった。

改正内容は、1人世帯の住宅扶助費は4万2000円から3万9000円、2人世帯は5万5000円から4万7000円、3人から5人世帯は5万5000円から5万1000円、6人世帯は5万5000円に変更なし、7人以上世帯は6万6000円から6万1000円にそれぞれ改正されるとともに、貧困ビジネス防止の観点から、1人世帯における床面積別の住宅扶助の限度額が新たに設定された。

なお、今回の改正の対象世帯数は、本年5月1日現在で2099世帯である。

【歳入：生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 1914万3000円

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金減額分 △1864万1000円】

問 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金の新設等がされているが、国庫補助金等はどうな見直しが行われたのか。

答 27年度から施行された生活困窮者自立支援法及び生活保護法一部改正に伴い、生活保護制度の自立助長機能の強化及び生活困窮者の自立支援について、事業の一体的・有機的な実施を図ることを目的に、国において予算体系全体の再構築が行われた。

これまでの事業では、セーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出臨時特例基金を活用していたが、保護受給者に対する就労支援事業が法定の必須事業となったことから、新設された生活困窮者自立相談支援事業等負担金により実施することとなり、その他の事業については、任意事業となったことで生活困窮者就労準備支援事業費等補助金を活用することとなった。

また、今回の体系の再構築により、事業の整理だけでなく補助率の見直しも行われた。

問 補助率見直しの内容と本市への影響額は。

答 26年度まで保護総務課及び保護課で実施していた事業は、1事業を除き、全額を国補助金等で実施できていたが、今回の見直しにより、事業毎に4分の3、3分の2、2分の1の補助率が設定されたため、実施する全事業で市負担が発生することとなった。

本市への影響額は、26年度に実施した事業経費をもとに算定したところ、市の負担増は約2700万円である。

問 市の負担増を踏まえて、27年度実施事業の見直しの状況は。

答 現在実施している事業は、生活保護からの自立助長等に極めて有効な事業であると認識しているため、継続していきたいと考えているが、扶養義務調査充実事業の委託方式から直営方式への変更、また、適正化推進事業の適正化推進支援員を4名から3名へ減員するなどの見直しを行った。

【歳入：予防接種事故救済等対策費補助金追加分 122万4000円

歳出：医療費・医療手当給付費 163万4000円】

問 予防接種健康被害救済制度における医療費・医療手当の給付の認定がなされたとのことだが、事例の概要は。

答 今回の事例は、24年9月に定期の予防接種ワクチンを接種後、副反応症状が出現し、かかりつけの医療機関にて治療されていたが、保護者より当該ワクチンによる健康被害の申し出があり、25年3月に予防接種健康被害救済制度の申請を受理した。その後、直ちに本市予防接種健康被害調査委員会を開催し、その審議結果を国へ報告していたところ、本年3月に同制度における医療費・医療手当の給付の認定がなされた。

問 予防接種後における副反応報告の取り扱い及び同制度の申請手続の方法は。

答 予防接種法において接種医師等は、定期の予防接種等により、厚生労働大臣が定める症状を呈していることを知り得た場合は、当該大臣へ報告することが義務づけられている。

また、被接種者等が同制度を申請する場合は、副反応が当該予防接種に起因する可能性が高く、一定程度以上の健康被害が生じているとの医師の判断のもと、医療機関からの受診証明等、治療経過のわかる記録も添えて提出することとなる。

なお、25年度の制度改正により、医師と保護者の健康被害に対する意見が相違した場合には、市の意見を添えて申請することも可能となっている。

問 副反応報告と同制度について、被接種者等や予防接種実施医療機関は十分に認識しているのか。

答 被接種者等への周知は、予防接種の開始時期が生後2カ月からとなっていることから、母子手帳交付時に予防接種の手引を配付し、接種勧奨とあわせてワクチン毎の主な副反応、同制度の説明を行っている。また、接種前には、必ず同様の説明書を読んでもらい、同意の署名後に接種してもらっている。

各実施医療機関に対しては、年度末に事業説明会を開催し制度を周知するとともに、制度等改正時にはタイムリーな周知に努めている。

(その他の質疑項目)・住宅扶助限度額の改正に伴う経過措置について

・国の受託事務である生活保護事業に関する国への働きかけについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第4号及び議案第52号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく承認及び原案のとおり可決すべきものと決した。

平成27年6月18日

門真市議会議長

春田 清子 様

文教常任委員会

委員長 佐藤 親太

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第53号 平成27年度門真市一般会計補正予算（第4号）中、所管事項

審査日：平成 27 年 6 月 16 日（火）

○議案第 53 号 平成 27 年度門真市一般会計補正予算（第 4 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7 億 9857 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 574 億 8021 万 9000 円とする。

また、債務負担行為及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：子ども・子育て支援事業システム新規・修正委託料 257 万 1000 円】

問 同システム改修の概要は。

答 これまでに実施したシステム改修は、支給認定や保護者通知等の書式変更など、全国的な制度変更に伴う改修を国庫補助金により実施したもので、今回のシステム改修は、昨年度までの子ども・子育て支援新制度による全国的な変更を踏まえ、本市独自のシステムを改修する必要が生じたため、市単費により実施するものである。

問 本市独自のシステム改修の概要は。

答 保育所利用料等に係る経過措置の適用などに必要な改修のうち、本年度後半の利用料の算定、国への報告資料及び各種統計資料の作成等の処理に対応するものである。

問 個人情報漏えいの危険性への考え方は。

答 個人情報漏えいは、システムや情報環境に問題がある場合と、取り扱う職員に問題がある場合が想定され、このうちシステムや情報環境の問題は、本システムは市役所内部のみで運用しており、かつ、暗号化やアクセス制限などさまざまな安全対策を講じた住民情報システムと同じ環境下で運用していることから、漏えいの危険性は極めて低いと考えている。

また、取り扱う職員の問題は、システムを取り扱う職員が、市民の個人情報を最も重要なものと捉え、適切に管理・運用する重責を認識することが重要と考えている。

今後も各関係機関と連携しながら、システムのセキュリティの確保や、職員の情報リテラシーの向上が図られるよう職員研修等に取り組んでいく。

【債務負担行為補正 追加：（仮称）市立総合体育館建設事業（2）

期間 平成 28 年度

限度額 34 億 989 万 7000 円

債務負担行為補正 廃止：（仮称）市立総合体育館建設事業（土壌処理分）

期間 平成 28 年度

限度額 2244 万 1000 円】

問 債務負担行為補正の内容は。

答 （仮称）市立総合体育館建設事業の入札不調を踏まえ、設計の労務単価とメーカー見積り等を含めた見直しにより、工事請負費が約 10%上昇したことから、廃止する土壌処理分も設計額に含め、34 億 989 万 7000 円を 28 年度の限度額として追加するものである。

問 同体育館完成までのスケジュールは。

答 入札を経た後、9月議会に契約案件として提出予定で、10月ごろに着工し、29年2月に完成予定である。

問 同体育館建設作業員に関する適正な工事監理への考え方は。

答 労働基準法や公共建築工事標準仕様書を遵守し、適正に管理していきたい。

(その他の質疑項目)・生コン車が道路で生コンを洗い流すなどの行為への考え方について

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決